

別紙

かとり地域クラブに関する認定要項

令和7年4月策定

1. 目的

香取市立学校における中学校部活動の受け皿として、かとり地域クラブ（以下「地域クラブ」という）に認定することにより、生徒に、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する。

2. 認定の条件

- (1) 原則として、香取市立中学校に在籍する生徒を指導の対象とすること。
- (2) 香取市における「地域全体で子どもを育てる学校部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン」に基づいて活動できること。
- (3) 活動拠点は、原則として香取市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の理解を得られるようにすること。
- (4) 活動状況については、生徒や保護者の理解を得た上で、定期的に生徒の在籍校と情報共有等を行うこと。
- (5) 子どもたちの健康面に配慮して、活動・移動中の安全について確保するとともにトラブルや事故等の未然防止に努めること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た情報を適正に取り扱うこと。
- (7) 営利を目的としていないこと。
- (8) 認定期間は原則1年間（年度更新）とする。
- (9) 活動に参加する者は、必ずスポーツ安全保険等に加入し、原則として当該地域クラブに登録された指導者及び生徒に限る。また、体験的に指導者や生徒等が活動する場合についても、スポーツ安全保険等に加入したうえで活動すること。

3. 認定の申請

地域クラブの認定を希望する団体（以下「申請者」）は、「かとり地域クラブ認定申請書」（様式1）を香取市教育委員会生涯学習課に提出する。

4. 認定の決定

教育委員会は、認定の申請があったときは「かとり地域クラブ認定申請書」（様式1）により、認定の可否について判断し「かとり地域クラブ認定通知書」（様式2）または「かとり地域クラブ不認定通知書」（様式3）を申請者に通知する。

5. 変更の届出

認定を受けた地域クラブは、「かとり地域クラブ認定申請書」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出る。

6. 認定の取消

教育委員会は、地域クラブが、認定の条件に違反していると認められるときは、「かとり地域クラブ取消通知書」（様式4）により認定を取り消すことができる。